

## 資料 4-2

### 学校規模適正化に伴うスクールバス運行に関する規則施行細則(案)

平成 年 月 日  
教委告示第 号

(趣旨)

第1条 この細則は、学校規模適正化に伴うスクールバス運行に関する規則（平成〇〇年川島町教育委員会規則第〇〇号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この細則において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

(利用申込)

第3条 利用者の保護者は、スクールバス利用申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を、利用を開始しようとする年度の前年度に、校長を通じて教育委員会に提出するものとする。

2 年度の途中でスクールバスの利用を開始しようとする場合は、申込書を随時提出することができる。

3 スクールバスの利用を変更し、又は停止し、若しくは休止しようとする利用者は、スクールバスの利用を変更し、又は停止し、若しくは休止しようとする日の10日前までに、スクールバス利用変更・停止・休止届（様式第2号）を校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

(運行計画等)

第4条 スクールバス運行の用に供する学校の校長（以下「校長」という。）は、スクールバス年間運行計画書（様式第3号）並びにスクールバス利用者名簿（様式第4号。以下「名簿」という。）を、当該運行年度の前年度末までに作成し、教育委員会及びスクールバスの運行業務を委託された者（以下「受託者」という。）に提出しなければならない。

2 校長は、当該月のスクールバス月間運行計画書（様式第5号。以下「月間運行計画書」という。）を、前月の10日までに作成し、教育長及び利用者の保護者並びに受託者に提出しなければならない。

3 校長は、第1項に規定する名簿あるいは前項に規定する月間運行計画書に変更が生じた場合、直ちにその旨を教育長及び利用者の保護者並びに受託者に報告し、変更した名簿あるいは月間運行計画書を提出しなければならない。

4 校長は、学校の都合又は天候不順等により、登下校時刻又は授業日の変更、若しくは臨時休校をしようとするときは、直ちに教育長及び受託者と協議の上対応を定め、その旨を利用者の保護者に報告しなければならない。

(範囲外利用の基準)

第5条 スクールバスは、規則第3条の規定に掲げる利用者以外、また運行範囲以外に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、教育長が必要と認めるときは、これを使用させることができる。

(1) 学校教育に基づいて行われる授業又は行事に使用するとき

(2) その他、教育長が特に必要と認める場合

2 前項ただし書きの規定によりスクールバスを使用するときは、スクールバス使用許可申請書(様式第6号)を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 教育長は、特別な事情が生じた場合には、前項の許可を取り消すことができる。

4 教育長は、前項の規定により使用を許可したときは、公益上又は管理上必要な条件を付することができる。

(その他)

第6条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この細則は、公布の日から施行する。

2 この細則は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第3条関係）

スクールバス利用申込書

年 月 日

川島町教育委員会 様

保護者氏名  
住所  
電話  
緊急連絡先

学校規模適正化に伴うスクールバスを利用するにあたり、スクールバス運行に関する規則施行細則第3条の規定により、下記のとおり届出します。利用にあたっては、教育委員会で定める遵守事項を厳守します。

記

利用開始年度（年月日）		年度（ 年 月 日から）			
申込する児童	氏名	生年月日	利用年度における 学校・学年	利用区分	
		年 月 日	学校 学年	往復	片道
		年 月 日	学校 学年	<input type="checkbox"/> 登下校	<input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
		年 月 日	学校 学年	<input type="checkbox"/> 登下校	<input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
		年 月 日	学校 学年	<input type="checkbox"/> 登下校	<input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ

利用する停留所名	
----------	--

備考

※この申込書は、利用者の世帯ごとに提出すること。

様式第2号（第3条関係）

スクールバス利用変更・停止・休止届

年 月 日

川島町教育委員会 様

保護者氏名  
住所  
電話

学校規模適正化に伴うスクールバス運行に関する規則施行細則第3条の規定により、  
スクールバスの利用を変更・停止・休止したいので、下記のとおり届出します。

記

変更、 停止又は 休止する 児童	氏名	生年月日	学校・学年	変更する利用区分 (変更する場合に記入)	
				往復	片道
			学校 学年	<input type="checkbox"/> 登下校	<input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
			学校 学年	<input type="checkbox"/> 登下校	<input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
			学校 学年	<input type="checkbox"/> 登下校	<input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
			学校 学年	<input type="checkbox"/> 登下校	<input type="checkbox"/> 登校のみ <input type="checkbox"/> 下校のみ
利用する停留所名 (変更する場合に記入)		(変更後の停留所)			
		(理由)			
利用停止日 (停止する場合に記入)		年 月 日			
		(理由)			
利用休止期間 (休止する場合に記入)		年 月 日 ~ 年 月 日			
		(理由)			
備考					

変 更	住所変更、停留所の変更、片道・往復の利用区分の変更の場合
停 止	転校やスクールバス運行区域外へ転居などで、スクールバスを全く利用しなくなる場合
休 止	都合により一定期間スクールバスを利用しなくなる場合

様式第3号（第4条関係）

スクールバス年間運行計画書（ 年度）

川島町立

学校長

(1) 登校時の運行計画

利用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

登録番号 (号車)	ルート	学年編成	利用人数	利用期間 における日数

(2) 下校時の運行計画

利用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

登録番号 (号車)	ルート	学年編成	利用人数	利用期間 における日数

※スクールバス利用者名簿を添付すること

様式第4号（第4条関係）

スクールバス利用者名簿

（ 学校）

◆停留所（ ）

	氏名	住所	学年	緊急連絡先	利用区分	備考
1						
2						
3						
4						
5						

◆停留所（ ）

	氏名	住所	学年	緊急連絡先	利用区分	備考
1						
2						
3						
4						
5						

◆停留所（ ）

	氏名	住所	学年	緊急連絡先	利用区分	備考
1						
2						
3						
4						
5						

◆停留所（ ）

	氏名	住所	学年	緊急連絡先	利用区分	備考
1						
2						
3						
4						
5						

◆停留所（ ）

	氏名	住所	学年	緊急連絡先	利用区分	備考
1						
2						
3						
4						
5						



様式第6号 (第5条関係)

スクールバス使用許可申請書(自動車運行指示書)

年 月 日

川島町教育委員会教育長 様

申請課名 \_\_\_\_\_  
 所属長名 \_\_\_\_\_ 印  
 申請団体名 \_\_\_\_\_  
 団体長名 \_\_\_\_\_ 印  
 連絡先 \_\_\_\_\_

使用期日	年 月 日 時 分 ~ 時 分				
集合場所		用務内容			
目的地		予定キロ数	往復 km km	計 km	
往復の経路					
乗車予定人数	名	使用責任者(補助者)		緊急時の連絡先	
特定条件					
下記の使用に関する注意事項を厳守いたします。 (1) 自動車運行指示書に基づき運行すること。 (2) 使用責任者(補助者)を同乗させること。 (3) 運転中は、運転者及び使用責任者(補助者)の指示に従うこと。 (4) 運転距離は、1日最高50km以下を原則とすること。 (5) 観光目的のバスでないことを充分認識し、車内での飲酒はしないこと。 (6) 使用責任者(補助者)は、運行後車内への忘れ物及びごみがないか確認すること。 (7) 上記に掲げるほか、川島町スクールバス運行規程、川島町有公用自動車の使用並びに管理に関する規程に違反しないこと。					

決裁欄

備考	受審確認	送言者	担当	主査	主幹	課長